

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年4月15日に制定され、同法に定める国の成年後見制度利用促進基本計画において、市町村に地域連携ネットワーク（協議会）、中核機関（権利擁護センター）の構築が目標とされ、それぞれの機関の役割は、次のとおり示されている。

1 成年後見制度利用促進法における地域協議会

●役割 Ref.法第14条

当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のための審議会

●設置状況

香美市権利擁護連携協議会を設置し、本会を地域協議会として位置付けた。

2 中核機関

●求められる機能1 Ref.国の基本計画

ア 広報機能

イ 相談機能

ウ 成年後見制度利用促進機能

(a) 受任者調整（マッチング）等の支援

(b) 担い手の育成・活動の促進（市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援）

(c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

エ 後見人支援機能

オ 不正防止効果

●求められる機能2 Ref.体制整備のための手引き

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関で、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められている。

ア 司令塔機能

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う

イ 事務局機能

事務局地域における「協議会」を運営する「事務局機能」

ウ 進行管理機能

地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する。

3つの検討とは、

①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断

②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断

③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

3 権利擁護センター

法や手引きにおいて規定はなく、具体的な機能も明示されておらず、権利擁護に関する当該市町村における窓口全般（直営、委託を問わない。）を指しており、中核機関に求められている機能を実現していくもので、中核機関と同等のものとして取扱われることもある。

成年後見制度利用促進に係る中核機関及び権利擁護センター設置について

基本方針

本市の現状を踏まえ、中核機関及び権利擁護センターを以下のようにとらえ、整備の基本方針を次のとおり定める。

中核機関と権利擁護センターを同じものと位置づけしたうえで、香美市による直営方式とし、福祉事務所及び地域包括支援センターを中核機関（権利擁護センター）として位置づける。事務局機能は、福祉事務所が担う。

●中核機関（権利擁護センター）

国の基本指針にある機能をベースに整理し、以下のような機能を担う。

- ア 広報機能：成年後見制度の利用に係る広報活動の支援
- イ 相談機能：権利擁護センターで受け付けた相談等に対する助言やケース検討
- ウ 後見人支援機能：地域の親族後見人からの相談に対する専門的な助言
- エ 香美市権利擁護連携協議会における成年後見制度分野の事務局

○整備を先送りする機能

以下の機能は、国の基本計画において整備することとなっているものの、現状を鑑みて整備を先送りする。

ア 成年後見制度利用促進機能

- (a) 受任者調整（マッチング）等の支援
- (b) 担い手の育成・活動の促進（市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援）
- (c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

イ 不正防止効果

●具体的な運営方法

ア 広報機能：あったかふれあいセンター事業を拡充し、香美市社会福祉協議会に委託する。
中核機関としては、講習会への講師派遣について調整する。

イ・ウ 相談機能、後見人支援機能：個別ケース会への参加や専門職の派遣（司法書士、行政書士が中心）
電話等による相談支援（専門的な支援を受けるため弁護士への年間委託を予定）

エ 事務局：香美市社会福祉協議会（地域福祉課・生活相談課）、地位活動支援センター「香美」、後見業務に係る地域の専門職（司法書士、行政書士等）を招いての成年後見制度利用促進検討部会の開催（年2回程度を想定）
香美市権利擁護連携協議会への成年後見制度に係る情報提供

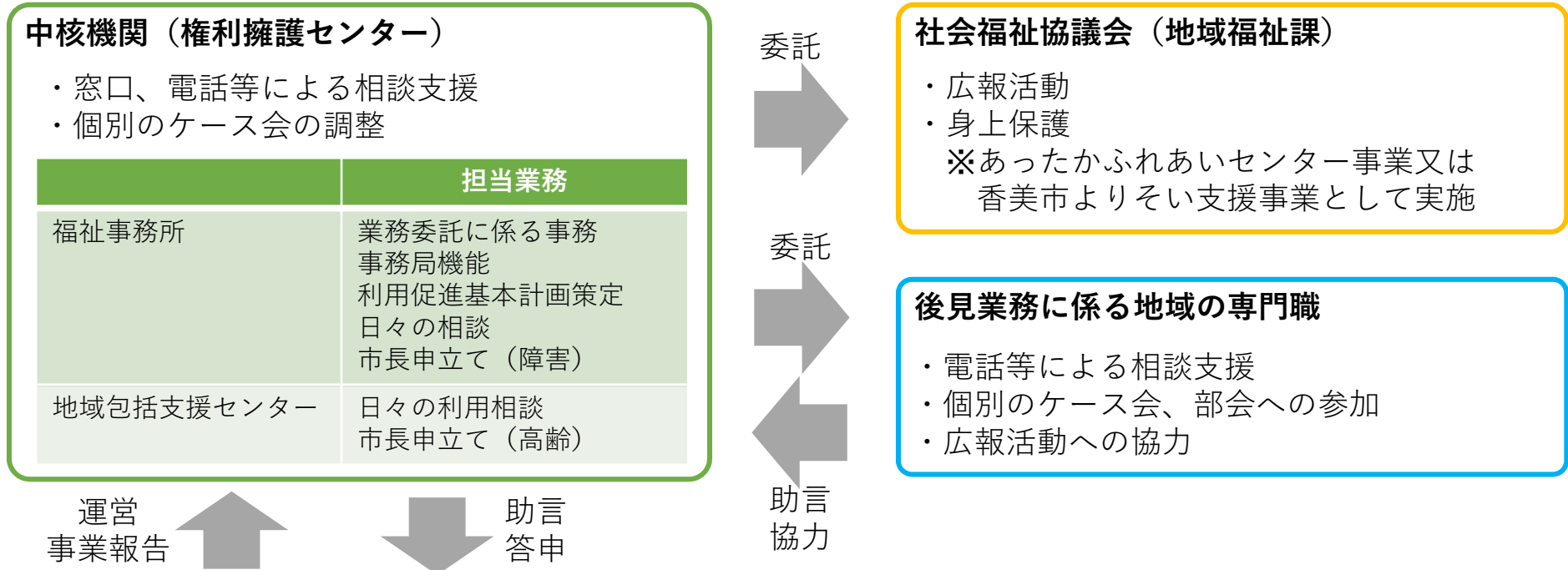
※ 身上保護：あったかふれあいセンター事業へ盛り込んでいく。

一番の課題ではあるが、一定の知識と経験をもった職員の確保が必要なため、先送りする。

課題

- (1) あったかふれあいセンター事業が拡充されるため、事業内容の見直しや予算措置が必要となる。
相談機能、後見人支援機能に係る委託費（参考：香南市の予算額 240千円）
後見人支援機能に係る委託費（専門職への支払い）
広報活動の委託費（あったかふれあいセンター事業）
身上保護に係る「あったかふれあいセンター事業」、「香美市よりそい支援事業」の掛り増し経費
- (2) 受任者調整、担い手不足の課題を先送りにしているので、広報するなどしても利用に繋がれない可能性がある。

イメージ図



香美市権利擁護連携協議会（成年後見利用制度促進に係る部分のみ）

全体会

中核機関の実施事業や香美市の成年後見制度利用促進に係る事業の審議及び答申を担う。

成年後見制度利用促進検討部会

- ・ 中核機関の活動方針の検討
- ・ 地域課題への対策についての検討

構成員	役割
福祉事務所	障害者における後見制度の利用状況の報告等
地域包括支援センター	事務局、高齢者における後見制度の利用状況の報告等
社会福祉協議会	法人後見業務や受託事業の状況報告等
地域活動支援センター「香美」	障害者における後見制度の利用状況の説明等
香美市権利擁護連携協議会委員	制度運用に当たっての課題等の提案等
オブザーバー	役割
専門職（弁護士、司法書士等）	後見制度の利用における専門的知見からの助言

香美市権利擁護連携協議会設置要綱(令和2年告示第128号)新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>(会議)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(専門部会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(事務局)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p>	<p>(会議)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 前項に定める委員以外の者への報償金額は、1回につき5,000円とする。</u></p> <p>(専門部会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 前項に定める委員以外の者への報償金額は、1回につき5,000円とする。</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第9条 委員の報酬及び費用弁償は、香美市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例(平成18年香美市条例第50条)のその他委員の規定を準用する。</u></p> <p>(事務局)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p>

○成年後見制度利用促進検討部会設置規定

(設置)

第1条 香美市権利擁護連携協議会の事業内容である、高齢者及び障害者に係る成年後見制度の利用促進に関する啓発活動、情報交換、民間団体及び公的機関等の相互連携体制の整備についての協議を行うため香美市権利擁護連携協議会内に成年後見制度利用促進検討部会設置規定（以下「部会」という。）を設置する。

(事業内容)

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討、協議する。

- (1) 香美市中核機関（権利擁護センター）の活動方針に関すること。
- (2) 高齢者及び障害者に係る成年後見制度の利用促進に係る地域課題に関すること。

(構成)

第3条 部会は、以下に掲げる団体、機関等（以下「関係機関」という。）の代表者等（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 社会福祉協議会
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に規定する相談事業の受託事業所
- (3) 健康介護支援課
- (4) 福祉事務所
- (5) 香美市権利擁護連携協議会委員

(部会長)

第4条 部会に、部会長、副部会長を各1名置く。

- 2 部会長、副部会長は、委員の互選によって定める。
- 3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 4 部会長は、香美市権利擁護連携協議会全体会において、専門部会の活動内容を報告する。
- 5 副部会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代表する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が召集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会長が必要と認めるときは、部会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことがで

きる。ただし、委員以外の者は議決権を有さないこととする。

(個人情報保護)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第7条 部会の運営上必要な事務は、健康介護支援課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。